

一般廃棄物処理業等の許可方針

糸魚川市一般廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)において、民間事業者による一般廃棄物処理業等の許可方針を次のとおり定める。

1 一般廃棄物処理業の許可制度について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、一般廃棄物の収集運搬または処分を業(以下「処理業」という。)として行う場合には、市町村長の許可が必要となるため、本市では、本市の処理計画に適合するとともに、関係法令等で定める諸条件を満たしている場合に限り、許可するものとする。

なお、許可を受けた者は、自ら業を行うことが必要であり、一般廃棄物の収集運搬及び処分を他人に委託することを禁止する。

ただし、次の場合には一般廃棄物処理業の許可は、不要とする。

- ・自らの事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬及び処分を行う場合。
- ・専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(古紙、くず鉄〔古銅等を含む。〕、あきびん類、古繊維)のみの収集運搬又は処分を業として行う場合。
- ・糸魚川市の委託業務として、一般廃棄物の収集運搬又は処分を行う場合。

2 一般廃棄物(ごみ)処理業の許可方針

(1) 収集運搬業

現行の処理体制において、適正処理が確保されていることから、新規の許可は行わない。

ただし、次のいずれかの要件を満たす場合は、その限りではない。

- ・本市または既存の許可業者が収集運搬できない場合。
- ・他市町村からの依頼により、他自治体の一般廃棄物を本市の一般廃棄物処理施設まで収集運搬し、処分することが必要である場合。
- ・その他、市が収集運搬できない特別な事情等で、市長が認める場合。

(2) 処分業

現行の処理体制において、適正処理が確保されていることから、新規の許可は行わない。

ただし、次のいずれかの要件を満たす場合は、その限りではない。

- ・本市または既存の許可業者が処分できない場合。
- ・新潟県一般廃棄物処理設置許可施設を設置し、処分することが確実である場合。
- ・一般廃棄物処理施設を有し、処分することが必要である場合。
- ・他市町村からの依頼により、他自治体の一般廃棄物を本市の一般廃棄物処理施設まで収集運搬し、処分することが必要である場合。
- ・その他、市が処分できない特別な事情等で、市長が認める場合。

3 一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）処理業の許可方針

（１）収集運搬業

し尿の収集運搬は、本市が委託する事業者で行うことから、新規の許可は行わない。また、浄化槽汚泥の収集運搬は、現行の処理体制において、適正処理が確保されていることから、新規の許可は行わない。

（２）処分業

し尿、浄化槽汚泥は、本市が設置するし尿処理施設で処分することから、新規の許可は行わない。

4 浄化槽清掃業の許可方針

現行の処理体制において、適正処理が確保されていることから、新規の許可は行わない。

ただし、次の要件を満たす場合は、その限りではない。

- ・本市または既存の許可業者が処理できない場合。
- ・その他、特別な事情等で、市長が認める場合。

附則

この方針は、平成22年8月1日から実施する。